

令和7年度 グラント申請メンター制度

1. 本制度の目的

本制度は、本学の研究者（メンティ）がグラントの採択を目指す上で効果的な研究計画調書を作成するために、学内外の専門的知見を有する研究者等（メンター = reviewer）を活用し、申請書の査読・相談・助言等を行うことを通じて、研究活動の好循環に資するとともに本学の研究力向上を図ることを目的とする。

2. 申請資格者

以下の【区分1】又は【区分2】において、下記のいずれかを満たすものとする。

【区分1】科研費事業

- （1）博士学位取得後8年未満の研究者（博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）の期間を除く）
- （2）申請予定の種目にこれまで採択された経験がない研究者、または、種目を問わず4年連続で不採択の研究者
- （3）別表1に掲げる令和8年度の科研費に研究代表者として申請する研究者で、前年度に同一種目で不採択A又はBであった研究者

（別表1）科研費事業

基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）
基盤研究（C）	若手研究	学術変革領域研究（公募研究）
挑戦的研究（萌芽・開拓）	特別推進研究	

【区分2】JST、AMED等の関連事業

- （1）博士学位取得後8年未満の研究者（博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）の期間を除く）
- （2）申請予定の競争的研究費制度にこれまで採択された経験がない研究者

（別表2）JST関連事業の例

ACT-X	さががけ	創発	CREST	…等
-------	------	----	-------	----

（別表3）AMED関連事業の例

AMED-CREST	PRIME	LEAP	創薬基盤推進研究事業	…等
------------	-------	------	------------	----

3. 申請要件

本制度に採択された後、区分1、区分2に掲げる助成事業に申請すること。

4. メンターの選任と任命

本制度において、メンティは以下のいずれかに該当する研究者の中からメンターを選任する。必要に応じて、メンティが選任したメンター候補への依頼を研究力強化推進センターが支援する。任命にあたっては、申請を予定している助成事業を勘案し、研究プロジェクト等専門委員会委員長による審査を経て決定する。

- (1) 本学の常勤の教授、准教授、専任講師、助教のうち、科研費等の採択実績または科研費の審査員経験を有する研究者
- (2) 本学退職者教員のうち、令和元年以降の科研費等の採択実績または科研費の審査員経験を有する研究者
- (3) 他大学または国立研究開発法人のうち、令和元年以降の科研費等の採択実績または科研費の審査員経験を有する研究者

5. 申請方法

以下の情報および資料を申請フォームから提出すること。

(Microsoft Forms: <https://forms.office.com/r/KMFtn6WtXZ>)

区分1の研究計画調書については**令和7年8月12日(火) 23:59 までに**申請すること。
区分2の研究計画調書については、各事業において研究推進課が定める**学内提出〆切までに**申請すること。

- ① 申請者(メンティ)情報
- ② メンター (Reviewer) 情報
- ③ 申請研究計画調書情報
- ④ 申請しようとする研究計画調書案等の内容の分かる Word または PDF ファイル
(未完成でも可。前年度の申請を発展させる場合は、その研究計画調書でも可。)
- ⑤ 過去の審査結果を証明する Word または PDF ファイル
(審査結果や科研費の審査結果開示のスクリーンショット等)
※ 初めて申請する場合、審査結果資料ない場合は、申請フォームの該当項目を選択

6. 配分規模

メンターに対し、次の金額を配分する。なお、学内者の場合は手当、学外者の場合は謝金として取り扱う。

申請書1件あたりの指導料 5,000 円

採択 1 件あたりの報酬 15,000 円（翌会計年度になる場合あり）

7. 成果報告

研究計画調書を各審査機関に提出後、メンター制度利用の成果報告として指導内容がわかる Word または PDF ファイルを報告フォームから提出すること。

（Microsoft Forms: <https://forms.office.com/r/JdQeHeMF2W>）

研究推進課が定める**学内提出〆切の 1 週間後までに**提出すること。

成果報告とは、研究計画調書 Word ファイルに校閲変更履歴を記録したもの、研究計画調書への手書き指導記録のスクリーンショット、研究計画調書への指導内容が記載されたメールの電子データ等である。なお、実施状況を把握するため必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。

8. その他

本制度は、予算額に達した時点で、申請受付を終了するものとする。